

資料

金融機関の非正規労働者のたたかい

三菱東京UFJ・三井住友信託など

全国金融共闘機関紙『金融のなかま』から

金融のなかま 2010年12月25日号

三菱東京UFJ銀行は雇用責任を果たせ
カード契約社員雇い止めで宣伝・要請行動
金融労連・金融ユニオン

12月10日、金融労連・金融ユニオンは三菱東京UFJ銀行によるカード販売契約社員400人の雇い止めに抗議し、雇用責任を果たすことを求めて宣伝・要請行動に取り組みました。

三菱東京UFJ銀行本店への早朝宣伝行動には、組合に加入した当該契約社員も参加してビラ配布を行いました。

9時30分からは本店前で、宣伝カーを使って抗議行動を行いました。金融労連の田畑書記長が抗議の訴えを行い、金融ユニオン近畿地協の浦野議長が経過を説明した後に、雇止め通告を受けている契約社員2名が宣伝カーの上から「厳しい就職戦線の中で、仕事が簡単に見つかる状況になく不安でいっぱいです」と訴え、経営の失敗を契約社員の犠牲で処理する銀行に強く抗議しました。

宣伝カーの前では、金融労連の組合員が契約社員と並んで「三菱東京UFJ銀行は400人の雇用責任を果たせ」の横断幕を広げ、抗議のシュプレヒコールを繰り返しました。

11時から参議院の厚生労働委員会の田村智子議員（日本共産党）への要請を行いました。要請には組合員を含む契約社員8名など11名が参加。契約社員一人ひとりが、それぞれカード販売契約社員となった経緯など説明し銀行の不当なやり方を訴えました。

昼食後は、厚生労働省に要請を行いました。要請の当事者からは「私たちは1月で雇い止めになろうとしている。これを何とかしてほしい。厚生労働省として、今できることを考えてほしい」と強く訴えました。

6月に雇止めが発表されて以降、数名の契約社員が金融ユニオンに加入し銀行と団体交渉を繰り返してきました。その中で契約社員の中に金融ユニオンの取り組みが伝わり、さらに組合加入が続いています。

金融のなかま 2011年3月25日号

派遣労働者8名が組合加入

明治安田生命の派遣会社から

明治安田生命スタッフサービスに派遣労働者として雇用されて明治安田生命の事務センターで働く労働者8名が、3月末の契約期限満了＝解雇の救済を求めて金融ユニオンに加入しました。金融ユニオンは3月17日に派遣会社である明治安田生命スタッフサービス会社、明治安田生命保険、その関連会社で8名の派遣先の株式会社MYJの三社に組合加入通告を行いました。

明治安田生命スタッフサービスと株式会社MYJの担当者の説明によると、組合に加入した労働者の雇い止めは明治安田生命の事業計画の変更によるとされます。

今回組合に加入した労働者は労働局への申告をも行っています。申告を受けて、組合加入通告に先立つ3月15日に、両社（スタッフサービスとMYJ）の現場責任者が労働局の呼び出しを受けています。組合加入を通告した時の両社の説明では、労働局から派遣法に違反していると指導を受け、明治安田生命の関連事業部と対応を相談中であるとのことでした。

金融ユニオンは組合加入時の要求として3年以上勤務した労働者を派遣先である株式会社MYJの正社員とすることなどを要求しています。

金融労連・金融ユニオンは、この間非正規労働者の雇用問題に取り組み、昨年からの1月にかけては三菱東京UFJ銀行に働くカード販売スタッフの雇用確保の問題で運動を展開して

きました。この取り組みは、金融労連・金融ユニオンと雇止め通告を受けた当該労働者の積極的なたたかいと交渉の中で、一定数の雇用確保を実現しました。

今回の明治安田生命で働く派遣労働者の組合加入は、そうした非正規労働者のたたかいに励ましを受けたものです。（金融ユニオン大阪発）

金融のなかま 2011年5月10日号

三菱東京UFJ銀行400人解雇問題

交渉を積み重ね重要な到達点に

金融ユニオン

三菱東京UFJ銀行は、昨年6月、店頭カード販売に従事していた契約社員（全国で400人）を、カード事業の赤字を理由として、今年1月で「契約満了」の解雇を通告してきました。一方的な雇止めは納得できないと20名以上が、金融ユニオンに加入。

金融ユニオンは銀行と交渉を積み重ね、希望する人には就職活動のために、昨年12月以降、全日勤務免除（有給で就職活動を保障）を実現。やむを得ず退職した人に支払われた一時金が、通常の一時金の税率で課税されてしまったのを退職金扱い（非課税）させるなど要求を前進させました。

契約期限の1月末をむかえ、多くのカードスタッフは、やむを得ず労働条件が大きく下がる派遣労働者となったり、ほかの職場に仕事を求めましたが、金融ユニオンは銀行に雇用を求める組合員の雇用確保を求めて交渉を継続。2月17日、銀行での雇用を求める組合員について、従来とほぼ同じ給与水準で、関連会社の事務センターでの雇用を確約しました。

これまで金融ユニオンは、三菱東京UFJ銀行で①08年に集金パートの雇用確保、②09年の大阪テレビ窓口での派遣社員解雇の撤回、③09年に派遣労働者の6ヶ月契約を3ヶ月への短縮提案の撤回、④09年12月に大阪テレビ窓口で派遣契約中のリーダー職務を銀行直雇用へ転換、ビジネスローン担当契約社員の契約期間短縮問題での雇用不安是正、⑤10年に同じく大阪テレビ窓口で契約社員から直接雇用への契約変更時の扱いから発生した契約解除事件の解決など、多

くの成果を重ねてきました。

今回の問題では、昨年の7月以来10回に及ぶ交渉や事務折衝を行い、金融労連本部や多くの仲間の支援、週刊金曜日ほかマスコミでの報道や国会議員の積極的な協力を得て要求を前進させました。

4月22日に開かれた金融ユニオン東京分会の分会会議には、4月から事務センターで勤務を始めた組合員が出席し、新しい職場の様子を話していました。

金融のなかま 2011年11月25日号

非正規労働者の加入続く

三菱東京UFJ銀行から

金融ユニオン

三菱東京UFJ銀行では、その後も非正規労働者からの相談、組合加入が続いています。金融ユニオンに加入した東京のNさんの団体交渉が9月9日に行われました。職場はカードローンの契約と管理に関する部所で、Nさんは銀行の派遣子会社三菱UFJスタッフサービス（MUS S）からの派遣労働者としてとして約2年3カ月勤務しています。

Nさんは、営業店のテラーとして採用されましたが約1年半後に、現在の部署への派遣となりました。組織改編により、業務委託と夏場の業務減少でNさんたちの仕事が大幅に減っています。上司から「次の契約更新はどうなるかわからない」との話もありました。

職場の中で雇用不安が深刻化する中で、Nさんは金融ユニオンに相談に訪れ、銀行で働きたいという思いから組合加入を決意しました。

団交では、派遣元が100%銀行の子会社であるMUS Sからの派遣社員については銀行が責任を持って対応すると確認。銀行から「不安をおおるような上司の発言には注意をする」、「当該業務の縮小はない」と確約を得て、とりあえずの雇用不安は解消しました。

9月には、東京の池尻交換部で、銀行の派遣子会社みどり会からの派遣労働者として勤務するMさんが金融ユニオンに加入しました。Mさんは、2010年1月から、夕方5時30分～11時までの勤務を続けていますが、派遣会社から勤務時間を大幅に削減すると通告されました。

勤務時間を削減されると賃金が大幅に減ってしまい、さらに社会保険も全額自己負担となってしまうことから、Mさんは金融ユニオンに相談に訪れ、組合に加入しました。金融ユニオンは、勤務時間削減を撤回し、今後の労働条件の変更については組合と協議することなどを求めて団体交渉の開催を要求しています。

組合は派遣会社のみどり会、派遣先である銀行の100%子会社のエムユービジネスサービスと親会社の三菱東京UFJ銀行へ団交の申入を行いました。銀行は、みどり会が、銀行の100%子会社でないことから団交は、みどり会とするように対応してきましたが、銀行も関係者の一員として問題解決のための努力を約束してきました。みどり会との団交は10月4日の予定ですが、銀行との事務折衝で9月20日には時間短縮撤回を回答。当面の不安は解決しました。引き続きみどり会都の団交で今後の労働条件交渉をきっちりしていく予定です。

金融のなかま 2011年12月10日

派遣労働者6200人を直接雇用

三菱東京UFJ銀行

三菱東京UFJ銀行では、来年1月以降、営業店で働く派遣労働者（6200人）を、銀行直接雇用の契約社員に転換する予定です。同行は金融ユニオンとの団体交渉で、直接雇用となる契約社員の賃金について、別表のように職種別、地域別の時間給を明らかにしています。

これに対して、金融ユニオンは次の要求を提出しています。

①全行の派遣労働者を銀行直接雇用にすることを要求。派遣労働者は本人の希望を尊重して正行員にすることを求めるが、その1ステップとして評価する。さらに直接雇用への変更を事務センターのなどの派遣労働者にまで拡大することを求める。

②銀行の直接雇用化に伴う業務範囲の拡大に対して、時給を増額すること。銀行は、派遣労働から直接雇用に変更することで、スキルの拡大や転勤を含む業務の汎用対応を期待しているが、業務範囲の拡大に対しては現在の時給の大幅増額を要求する。

③昼食手当など行員の福利条件を契約社員に拡大すること。行内食堂の昼食価格は行員より非正規労働者の価格が高い。契約社員にも昼食手当を支給して、均等待遇を実現すること。

④契約社員にも「ボーナス」を支給すること。

⑤契約社員に適用される評価制度の公正・公平な運用を行うこと。

三菱東京UFJ銀行では、カードスタッフ契約社員雇止め問題以降も、東京のNさん、池尻交換部のMさんに続き、11月には東京の経池尻の相続センターのTさんが金融ユニオンに加入しています。

3人はいずれも派遣労働者です。Tさんは、職場で起きた混乱・トラブルからハラスメントのターゲットにされ、問題の是正を求めたところ逆に12月のいっぱいでの雇止めを言い渡され組合に加入してきました。金融ユニオンは雇止めの撤回と銀行および派遣会社の謝罪を求めて交渉しています。

金融のなかま 2011年12月25日号

東京地評「労働者の権利」討論集会に参加

金融ユニオン東京分会

11月26日、東京労働会館で東京地評「労働者の権利」討論集会が開催されました。全体会では、本久洋一國學院大教授が「労働者とは誰か、使用者とは誰か」をテーマに講演し、労組法での労働者と使用者について、労働委員会命令や裁判例などを例に詳細に解説しました。

討論集会には、金融ユニオン東京分会から今年6月にパワハラ問題解決を求めて加入したHさん（住友信託）、勤務時間の削減（結果としての収入の大幅減少）を一方的に通告され撤回を求めて加入したM（三菱東京UFJ銀行）さんなど4人が参加しました。

金融のなかま 2012年2月10日号

合併問題とパワハラでビラ配布

住友信託で組合加入相次ぐ

住友信託銀行で金融ユニオンへの加入が相次いでいます。昨年11月に住友信託銀行の明石支

店でアドバイザー（営業の契約社員）2名がパワハラ（支店長以下4人で一人の労働者を取り囲んでの個人面談や、その結果としての時間外労働の不払いなど）や、営業実績のずさんで恣意的な管理（契約社員として生活が直接左右される）から、金融ユニオンに加入。その後金融ユニオンは明石支店での交渉を含めて団交を繰り返し、銀行を追及しました。

住友信託銀行は、今年4月に中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行との統合を予定しています。金融ユニオンは、住友信託銀行での取り組みを踏まえて、1月下旬に中央三井信託銀行大阪支店で、パワハラ問題と金融ユニオンの取り組み、合併に伴う労働条件についてのピラを配布しました。

この直後、東京の金融労連・金融ユニオン書記局宛にこのピラをコピーして、裏に職場の現実を告発する文章が送付されてきました。そこには「現実はこの書面（ピラ）にあるような生易しいものではありません」と職場の現実が訴えられ、「ごく一部の責任ある立場の方々による言動」として「お前のようなものはここに必要ない」「ここから出ていってくれ」「頭悪いか、お前は」などの暴言だけではなく「キャバクラ」「ソーブランド」などを引き合いにする女性蔑視発言が並べられています。

そうしたことを克明に訴えている点に、告発者の怒りの深さが示されています。同時にこの文章はまったくの匿名である点に告発者の不安も示されています。

金融のなかま 2012年2月25日号

**派遣任せや不当な扱いに広がる怒り
団交と事務折衝で雇止めの撤回など改善も
三菱東京U F J銀行の職場**

金融ユニオンは三菱東京U F J銀行の職場から加入した派遣労働者の要求実現を目指して交渉を重ねています。

9月にユニオンに加入したMさんは、同行の子会社エムユービジネスサービス池尻交換部に勤務しています。Mさんは5時30分～11時の勤務ですが、1時間30分短縮するとの通知が、昨年8月

にありました。

この時間短縮でMさんは7万円（月収の3分の1）の減収となります。子ども3人がまだ学生であり、7万円の賃金減では生活が破綻すると、Mさんは金融ユニオンに加入し時短の撤回を要求。派遣元のみどり会との団体交渉、派遣先銀行との事務折衝で銀行側は、1月から実施としていた時間短縮を4月以降実施に延長しました。

現在、銀行側は、収入減少分を同じ建物での別の勤務で補う提案などを打診していますが時間給が大幅に下がるため、従来の夜間勤務と合わせて長時間労働となります。Mさんやその周りの労働者からは、同じ業務に従事しているほかのグループも等しく短縮の対象となるのではなく、Mさんたちだけが時間短縮の影響を受ける業務再編のやり方に、強い憤りの声が出されています。

11月には相続センターに勤務するTさんが金融ユニオンに加入しました。銀行は、銀行合併後に相次いだ業務の統合・再編の中で相続センター業務に派遣労働者を配置してきました。

業務に不慣れな派遣労働者が相次いで配属される中で生じたトラブルや、ルールを逸脱する労働者が出てくる中で、前向きに業務を進めようとするTさんに対して、同僚によるハラスメントが発生し、問題の解決を銀行の管理職に求めたところ、逆にその管理職からのパワハラを受け、さらに昨年11月に突然、12月のいっぱいでの雇止めを言い渡されました。

Tさんが金融ユニオンに加入したのちに、雇止めは撤回させました。派遣元はTさんに一定の謝罪を行い、銀行も朝礼で問題となった作業要領を確認するなど改善の動きも出ていますが、Tへのハラスメントは根絶していません。Tさんとユニオンは、雇止め通告に至る経緯の公平な調査と責任者の処分を求めて、派遣会社と銀行を追及しています。

金融のなかま 2012年5月10日号

明治安田生命子会社で宣伝行動

金融ユニオン

金融ユニオンは、4月20日の金融共闘統一行動にあわせて、朝8時から東京の江東区東陽町で、

明治安田生命の子会社である株式会社MY Jへの宣伝行動を行いました。MY Jは明治安田生命の100%出資子会社で、宣伝行動は大阪のMY Jで働く金融ユニオン組合員の要求実現を目指して取り組まれたものです。昨年3月、明治安田生命スタッフサービスからMY Jに派遣されていた労働者8名が契約期間満了を理由として雇止め通告を受け、金融ユニオンに加入しました。

労働者は組合加入前に労働局への申告も行き、スタッフサービスとMY Jは労働局から派遣法違反の指導を受けていました。組合加入により雇用は継続され、組合は3年以上勤務した労働者をMY Jの正社員として登用することを要求してきました。会社は団体交渉の中で組合員について時給制から月給契約への転換を約束しましたが、反故にしています。

金融ユニオンと金融労連の組合員がMY J本社門前で500枚のビラと金融ユニオンのリーフレットを配布。出勤してきた労働者は非常に受け取りがよく、効率的に宣伝行動を行うことができました。

その後、宣伝行動参加者で丸の内の明治安田生命本社の関連事業部へ行き、MY J組合員の要求実現を求めて要請を行いました。金融ユニオンはこの日の行動に、仙台、富山、茨城、静岡、愛知、大阪、神奈川、東京から18名が参加。昼の財務省前行動の後、日比谷公園内グリーンサロンで昼食摂りながら金融ユニオンとして交流会を行い、夕方には横浜銀行との団交が行われました。

金融のなかま 2012年5月25日号

合併と同時に金融ユニオンに新加入

住友信託と三井住友信託の合併

中央三井信託銀行と住友信託銀行が4月1日に合併して三井住友信託銀行となりました。合併と同時に、旧中央三井信託銀行の北九州支店から2名の労働者（アドバイザー職）が金融ユニオンに加入し、5月2日に新銀行として第1回目の団体交渉が行われました。

新加入した組合員は、投資信託など金融商品

販売に従事する契約社員です。旧住友信託銀行では、2008年12月に金融商品販売に従事する契約社員（アドバイザー）のNさんが金融ユニオン（当時は銀産労）に加入しました。Nさんは販売業績が一定水準を超えないと雇止めとなる雇用契約に不安を抱いて組合に加入。その後、あおぞら銀行のSさんが、目標未達成を理由に雇止め通告を受け金融ユニオンに加入。組合は投資信託などの販売成績で雇止めとする契約の見直しを求めて会社と金融行政を追及しました。

この問題は、国会でも取り上げられ、大臣答弁で金融庁のガイドラインに反することを確認。銀行は、2010年4月に制度の見直しをおこないませんでした。この時の国会審議はマスコミでも報じられました。

また、昨年11月には同行の関西の支店でアドバイザーとして働く2名の労働者がパワハラの問題を求めて組合に加入。金融ユニオン大阪分会は11月から3月まで、繰り返し当該支店の訪問と団交を繰り返し、問題の解決を求めました。この支店では、4月10日に銀行本部の人権管理部担当者が支店の全職員を集めて「働きやすい職場のために」と題したハラスメント研修が実施されました。

その中で支店長がパワハラを起さない決意表明を行い、次長が被害者である組合員の名前を挙げて謝罪しました。今回の旧中央三井信託からの組合加入では、アドバイザー職への不当な扱いへの怒りがまったく同じ思いであることが訴えられています。また、国会で問題とされたことが、旧中央三井信託の職場でも関心と呼んでいたことも明らかになっています。

金融のなかま 2012年6月25日号

明治安田生命子会社MY Jへ

2度目の宣伝行動

金融労連・金融ユニオン

6月15日、金融労連・金融ユニオンは明治安田生命の子会社MY Jで働く労働者を対象に、宣伝行動を行いました。宣伝行動では、東京江東区の東陽町駅前のMY Jに出勤する労働者へビラを配布。

金融ユニオンには、昨年大阪で明治安田生命スタッフサービスから明治安田生命の事務子会社MY Jへ派遣されていた派遣労働者が、雇い止めの通告を請け、雇用の確保を求めて組合に加入しました。組合として交渉を行い、大阪労働局から一般事務3年を超えて派遣法違反状態での雇い止めは問題との指摘・指導もありMY Jでの直接雇用を実現。その後組合は派遣時代の時間給の維持、その後加入した組合員を含めて希望者全員の正社員化などを求めて交渉を積み重ねてきました。

その中で、会社は解雇されて職場復帰した労働者に対し特段の事情がなければ月給制社員へ昇格するとの回答を行い、組合は昇格基準を明確にすることを求めてきました。今年2月に、復職組合員とその後加入した組合員6名のうち、2名の昇格を回答しました。組合は、希望者全員の昇格を求めて会社を迫り、労働局への再指導も要請しています。

MY Jの東京の職場への宣伝行動は、4月20日の金融共闘統一行動時に続いて今回が2回目となります。

前回の宣伝行動では配布した金融労連のリーフレットのアンケートに答える形で、ビラを受け取った労働者から職場の実態を訴える意見が寄せられました。今回のビラでは、そうしたMY Jの労働者から寄せられた「お気に入り人事」への批判の声を紹介し、定時・契約社員の正社員化や「お気に入り人事考課をやめること」を要求しています。

出勤してくる労働者はビラに関心を示してほとんどの人が受け取り、読みながら会社に入っていました。準備したビラは40分ほどでなくなりしました。

金融のなかま 2012年8月10日号
三井住友信託からさらに加入
明石支店のIさん
金融ユニオン

金融ユニオンに三井住友信託銀行明石支店の課長補佐のIさんが加入し、6月25日、銀行に加入を通告しました。企業内組合である三井住友

信託銀行従業員組合の組合員だったIさんは金融ユニオン加入にあわせて同従組へ脱退を通告しました。

三井住友信託銀行明石支店では、現在の支店長赴任後パワハラをとまなう労務管理が横行し、昨年11月に同支店から金融商品販売に従事する契約社員（アドバイザー）2名がユニオンに加入しました。金融ユニオンは組合に加入した契約社員に対する公平な処遇の要求とパワハラの停止と責任の追及を繰り返し、4月10日には銀行本部の人権管理部担当者が同支店でハラスメント研修を実施。その中で支店長がパワハラを起さない決意表明を行い、次長が被害者である組合員の名前を挙げて謝罪しました。

しかし、この後にも組合員のアドバイザーに対して報復的で不当な人事評価が行われるなどハラスメントが繰り返され、金融ユニオンは問題の課長の異動を要求しました。問題の課長は6月1日付で明石支店から異動となりました。今回組合に加入したIさんは課長補佐として支店長や次長とアドバイザーの間に立って管理する立場にありました。

誠実にアドバイザーに対応するIさんは、ハラスメントの被害者である二人の組合員を支える存在でもありました。Iさんは6月21日に支店長同席の場で、次長から契約社員の管理について大声で「お前」呼ばわりされ机をたたいて追及されました。時間外労働についても厳しく追及され、Iさんは今後、降格されるのではないかと不安を強くいただき、先に組合加入したアドバイザーに相談。精神的ショックから休職しながらもユニオン加入を決意し職場環境の改善要求を交渉中です。

その後の団交で、銀行はパワハラを認めませんが、不適切な行為があったことを認め、Iさんと組合に謝罪をし、当の支店長も8月1日付けで転勤の発令が出されました。Iさんは、1日も早い職場復帰を求めて職場環境の改善をもとめて交渉中です。